

A I 基盤データ活用事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業では、宮崎市内の人流や特定のスポットにおける来訪者属性等を可視化し、来訪者のニーズや行動特性に即したサービスの提供及び域内消費に繋がる施策構築を図ることで、行政サービスの向上や地元企業の競争力向上につながることを目的とする。

この実施要領は、A I 基盤データ活用業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業 務 名：A I 基盤データ活用事業業務委託

（2）場 所：宮崎市

（3）業務内容：A I 基盤データ活用事業業務委託

仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）履行期間：契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 提案限度額

8, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争で目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

5 公募型プロポーザルとする理由

A I 基盤データ活用業務の遂行に高度な知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

6 業務スケジュール

実施内容	期日等
（1）公募開始	令和7年1月31日（金）
（2）参加申込書受付締切	令和7年2月20日（木）開庁時間（8：30～17：15）必着
（3）質問締切	令和7年2月20日（木）閉庁時間（17：15）まで
（4）参加資格要件確認結果通知	令和7年2月27日（木）
（5）企画提案書等の提出締切	令和7年3月10日（月）開庁時間（8：30～17：15）必着

(6) 企画プレゼンテーション	令和7年3月17日(月)～3月21日(金)の いずれか1日
(7) 審査結果通知	令和7年3月25日(火)(予定)
(8) 契約締結	令和7年4月11日(金)(予定)
(9) 業務開始	令和7年4月18日(金)(予定)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性有り

7 参加資格要件

企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 応募時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人または法人以外の団体
 - ②宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

8 参加申込の手続き

(1) 事務局(問い合わせ先)

宮崎市観光商工部産業政策課(担当:淵脇)

(郵送先)〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

(持参先)〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7-4 第一宮銀ビル 8F

電話 0985-21-1792 / FAX 0985-28-6572

Mail:17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	
②	法人概要（様式第2号）	
③	商業登記事項証明書（写し）	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行3か月以内）
④	宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明	○宮崎市税（写し可） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合 ○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む） ※いずれも3か月以内に交付（発行）されたものであること。
⑤	誓約書（様式第3号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。
⑥	業務実績（様式第4号）	同種・類似業務の履行実績
⑦	業務執行体制（様式第5号）	

(3) 提出方法

持参又は郵送（書類書留またはそれと同等の手段に限る）により、8－（1）の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和7年2月20日（木）開庁時間（8：30～17：15）必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果については、令和7年2月27日（木）までにメール又は文書にて通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問

①方法 質問書（様式第6号）をメールにより、8－（1）の事務局あて送信すること。
（必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。）

②締切 令和7年2月20日（木）閉庁時間（17：15）まで

(2) 回答

①方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

掲載URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

②回答日 正午までに提出のあった質問については翌日中に回答（祝休日を除く）

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。
②	業務スケジュール（任意様式）	
③	見積書（任意様式）	

(2) 提出方法

持参又は郵送（書類書留またはそれと同等の手段に限る）により、8－（1）の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月10日（月）開庁時間（8：30～17：15）必着

(4) 提出部数

①正本を1部、副本を6部提出すること。※電子データでも提出すること。

②副本5部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

11 評価・選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。

(2) 提出された書類について、プレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおりリモート方式（WEB会議システム）にて実施する。

なお、WEB会議システムは提案事業者が準備し、アクセスに必要な情報を3月11日までに事務局に連絡すること。期日までにアクセスに必要な情報の連絡がない場合は、辞退したものとみなす。（通信テストを前日に行うこととするが、時間については別途連絡する）

①日程 令和7年3月17日（月）～令和7年3月21日（金）のうちいずれか1日
（日にち、時間については別途連絡する）

②出席者 1者2名まで

③実施時間 1者20分程度とする（左記とは別に質疑応答の時間を5～10分程度設ける）

(3) AI基盤データ活用事業業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、「AI基盤データ活用事業業務委託審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

(4) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が審査を行う際、仕様書にて求めた内容を著しく逸脱する提案がなされたと判断した場合には、その提案を除外し審査を行うことがある。

(5) プレゼンテーション審査について

①一次審査

選定委員は、企画提案書やヒアリング等に基づき、その事業者の提案を個別の審査項目ごとに採点し、全ての審査項目の採点を合計する。その合計点数を各事業者の一次審査における評価とし、選定委員ごとに合計点数の高い事業者の上位3つの事業者を選出する。

②二次審査

選定委員は、一次審査の評価に基づいて各選定委員ごとに選出された上位3つの事業者に対して、合計点数の高い事業者から順番に、1位5点、2位3点、3位1点をそれぞれ付し、その点数を各事業者の二次審査における評価とする。

二次審査において選定委員が付した点数を事業者ごとに合計し、その合計点数が最も高いものを受託候補者として決定することとする。

③その他

二次審査の評価において、事業者が得た合計点数が同点だった場合は、選定委員の多数決により、受託候補者を決定する。

(6) 各選定委員の評価点の平均点数が60点未満(100点満点)である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

(7) その他

次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積金額が、提案限度額を超えている場合

④審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合など

1.2 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての提案事業者に書面で通知する。なお、選定結果の通知については令和7年3月25日(火)にメール通知または文書発送とする。

(2) 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数

- ・参加業者の名称(50音順)(ただし、参加が2者の場合は公表しない)

- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

(受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

(3) その他

他の参加業者の提案内容を含む、選定結果の優劣についての問い合わせには回答しない。

1.3 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と本市との間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

ただし、本事業は、AI基盤データ活用事業の令和7年度予算が正式に成立し、本契約に必要な予算が確保されたことを条件として発効するものとする。予算が確保されない場合、本契約は自動的に無効となる。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年２月２１日規則第１号）第１０５条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第１０５条第１項各号に該当するときは免除できるものとする。

(3) その他

- ①契約代金の支払いは、業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。
ただし、受託者は、市が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、業務完了前に事業実施に必要な額を請求できるものとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

14 その他

(1) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示のあった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成１４年条例第３号）に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(3) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。
- ④提案事業者が１者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和７年１月３１日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。